

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 令和6年6月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等の適用がある場合における源泉徴収票に記載すべき事項の細目を定めることとする。(第7条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年6月1日から施行することとする。(附則第1項関係)